

鹿児島工業高等専門学校に対する寄附者への感謝状等贈呈要領

令和3年9月2日

校長裁定

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島工業高等専門学校感謝状贈呈要項（以下「要項」という。）第7条の規定に基づき、鹿児島工業高等専門学校に対する寄附者（以下「寄附者」という。）への感謝状等の贈呈に関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 要項第2条第7号に該当するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人として行った1回の寄附（本校の教職員のうち特定の者を対象とするものを除く。以下同じ。）の金額が100万円以上であるもの
- (2) 企業、団体等として行った1回の本校への寄附の金額が300万円以上であるもの
- (3) 前2号に準ずると校長が認めるもの

附 則

この要領は、令和3年9月2日から施行する。